



# いじめ防止啓発事業

## ～平成30年度の取組～

芦屋市いじめ問題対策連絡協議会事務局まとめ

# 1. “親子で考えよう！いじめ防止の「あいうえお作文」”

いじめ問題対策連絡協議会において、「いじめは絶対に許されない」という意識を小中学生の間に定着させていきたいとの思いから、“親子で考えよう！いじめ防止の「あいうえお作文」”の募集を決定した。

また、この取組は、親子で話すきっかけづくりも目的としていることから、今までと同様に「親子で応募すること」とした。

## (1) 募集内容

### ◆ 目的

小・中学生とその保護者を対象に“親子で考えよう！いじめ防止の「あいうえお作文」”を募集し、親子でいじめ問題について考え、話し合うきっかけを作るとともに、優秀作品の表彰式や応募作品の展示を実施することにより、市民に対しても広くいじめ防止を啓発する。

## ◆対象者

市内在住, 在学の小・中学生とその保護者

## ◆募集期間

平成30年7月20日(金)～9月21日(金)

## ◆入賞作品

市長賞1点, 教育長賞1点, 入賞8点

## ◆応募に当たっての主な注意事項

1人の児童生徒につき1点(必ず保護者と連名で応募)  
作品は自作未発表のものに限る

## (2) 募集結果

区分名	応募人数
小学生	62
中学生	86
合計	148

※受賞作品(市長賞1点, 教育長賞1点, 入賞8点)は, 別紙のとおり

学校を通じて応募:144件

その他の方法で応募:4件

### (3) 表彰式・講演会

市長賞，教育長賞，入賞となった親子を対象に表彰式を開催

◆ 場所： 芦屋市役所東館3階中会議室

◆ 日時： 平成30年11月17日(土)  
午後1時30分～



いじめ防止啓発の講演会を実施

◆ 場所： 芦屋市役所東館3階大会議室

◆ 日時： 平成30年12月3日(月)  
午前10時～

<テーマ> 親子で考えよう！いじめについて

<講師> 三木 一子 氏 (社会福祉士)



## (4) 展示会

多くの市民にご覧いただき、いじめ問題について考えるきっかけに  
していただくため、市役所以外にも場所を変えて展示(全入賞作品)

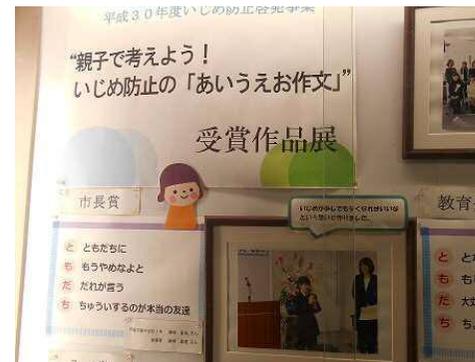
### ◆市役所北館1階 市民ホール展示スペース

- ・平成30年12月11日(火)  
～12月26日(水)
- ・午前9時～午後5時30分  
(土・日・祝日を除く)



### ◆阪神芦屋駅地下通路 広報カメラアイ

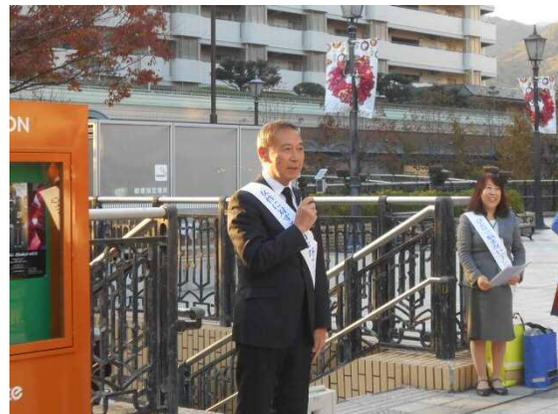
- ・平成30年12月27日(木)  
～平成31年1月10日(木)



## 2. 啓発街頭キャンペーンの実施

いじめ問題を社会全体で考え、克服していくため、昨年度に続き、今年度も関係団体の皆さんの協力を得て、「女性に対する暴力をなくす運動」、「児童虐待防止」、「いじめ防止」の合同街頭キャンペーンを実施

- ◆ 場所 JR芦屋駅ペDESTリアンデッキ周辺
- ◆ 日時 平成30年11月20日(火) 午後4時～5時
- ◆ 内容 啓発グッズ等の配布
- ◆ 参加 市長, 教育長, いじめ問題対策連絡協議会会長等



# <いじめ防止の啓発グッズ>

## ◆ ふせんセット

11月の街頭キャンペーンで配布しました。



平成29年度の市長賞, 教育長賞の受賞  
作品を用いた「ふせんセット」



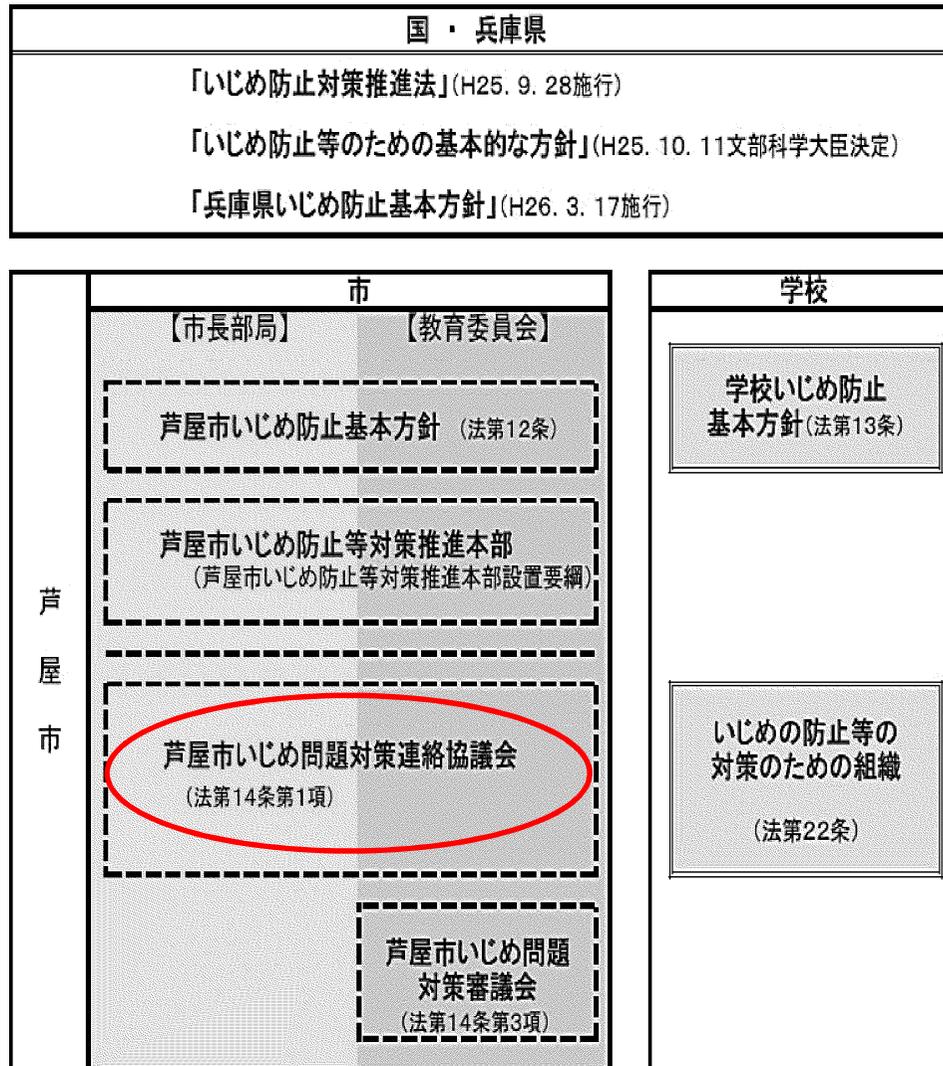
通年用

# 平成30年度におけるいじめ防止啓発事業の取組

日付	イベント・内容
5月30日	第1回いじめ問題対策連絡協議会 ＜“親子で考えよう！いじめ防止の「あいうえお作文」”の募集を決定＞
7月20日	いじめ防止等啓発事業 ＜“親子で考えよう！いじめ防止の「あいうえお作文」”の募集開始＞
7月28日	あしや保健福祉フェアで啓発チラシ, 啓発グッズを配布
9月21日	いじめ防止等啓発事業 ＜“親子で考えよう！いじめ防止の「あいうえお作文」”の募集終了＞
10月12日	第2回いじめ問題対策連絡協議会 ＜応募作品の中から入選作品を決定＞
11月17日	表彰式 市長賞・教育長賞・入賞の受賞者を表彰
11月20日	啓発街頭キャンペーン実施(JR芦屋駅ペDESTリアンデッキ周辺)
12月3日	講演会
12月11日～26日	展示会(市役所北館1階 市民ホール常設展示スペース) 全入賞作品を展示(10点)
12月27日～1月10日	展示会(阪神芦屋駅地下通路 広報カメラアイ) 全入賞作品を展示(10点)

# 芦屋市いじめ問題対策連絡協議会について

## 【芦屋市いじめ防止対策組織図】



## 【委員構成】

- ◆ 組織代表者(推薦により代表者を選出)  
PTA協議会  
民生児童委員協議会  
青少年育成愛護委員会
- ◆ 学校教育関係者  
小・中学校校長  
(小学校から1名, 中学校から1名)
- ◆ 行政関係者  
芦屋警察署生活安全課長  
芦屋市職員  
人権推進課長, 地域福祉課長,  
こども・健康部主幹(こども担当課長),  
学校教育部主幹(学校教育指導担当課長),  
青少年愛護センター所長

## 【主な内容】

- ◆ いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を推進するための協議を行う。
- ◆ 関係機関及び団体相互の連絡調整を図る。